

第 4 期

特定健康診査等実施計画

G L V 健康保険組合

令和 6 年 4 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、自動車の買取事業、自動車の販売事業、その他自動車流通に関わる事業を行う株式会社 I D O M を母体とした健康保険組合である。事業所数は 4 事業所で、東京都と千葉県に所在している。また、日本全国に約 460 店舗の事業所が存在している。

当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は 33.3 歳で、男女の構成比は 7:3 となっている。健康診断については、当健康保険組合の契約医療機関を中心として実施している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

各自治体（市区町村）等が行う健康診断や特定健康診査を受診した被扶養者について、人数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、組合は事業主へ労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。保健指導においては当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

国の基本方針に示されている、令和 11 年度における特定健診の目標実施率 90%を参酌標準としたうえで、この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率> (%)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被保険者	90.0	92.0	95.0	100.0	100.0	100.0
被扶養者	28.0	35.0	40.1	50.1	50.9	52.1
被保険者＋被扶養者	77.1	80.1	83.5	89.6	89.7	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

国の基本方針に示されている、令和 11 年度における特定健診の目標実施率 60%を参酌標準としたうえで、この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率> (%)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被保険者＋被扶養者	40.1	45.1	50.2	55.0	59.7	60.0

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率 90%以上を目標とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

<被保険者>

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	5,303	5,356	5,410	5,464	5,519	5,574
40歳以上対象者	1,434	1,448	1,462	1,476	1,490	1,504
目標実施率	90.0%	92.0%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%
目標実施者数	1,291	1,332	1,389	1,476	1,490	1,504

<被扶養者>

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被扶養者	3,102	3,133	3,164	3,196	3,228	3,260
40歳以上対象者	379	383	387	391	395	399
目標実施率	28.0%	35.0%	40.1%	50.1%	50.9%	52.1%
目標実施者数	106	134	155	196	201	208

<被保険者+被扶養者>

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者+被扶養者	8,405	8,489	8,574	8,660	8,747	8,834
40歳以上対象者	1,813	1,831	1,849	1,867	1,885	1,903
目標実施率	77.1%	80.1%	83.5%	89.6%	89.7%	90.0%
目標実施者数	1,397	1,466	1,544	1,672	1,691	1,712

② 特定保健指導の対象者数

<被保険者+被扶養者>

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	1,813	1,831	1,849	1,867	1,885	1,903
特定保健指導対象者	272	275	277	280	283	285
目標実施率	40.1%	45.1%	50.2%	55.0%	59.7%	60.0%
積極的支援対象者	218	220	222	224	226	228
目標実施者数	87	99	111	123	136	137
動機付け支援対象者	54	55	55	56	57	57
目標実施者数	22	25	28	31	34	34
目標実施者数計	109	124	139	154	169	171

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、契約医療機関で人間ドックや生活習慣病健診に包括して実施する。

特定保健指導は、委託先会社と保健指導の対象となった被保険者及び被扶養者が調整の上、面談日時を決めて、ICTを活用して面談を行う。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。

イ 特定保健指導

基本的に標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章の考え方にに基づき外部委託する。

委託先を通じて全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

原則、対象者が自分で受診申込を行い受診する。申込は当健康保険組合のホームページを通じて行う。受診の窓口負担は一部負担額のみとする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は当健康保険組合の基準に基づき、個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合ホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データ又は紙媒体を随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導対象者については、年度末年齢が40歳以上で指導が必要とされるものに特定保健指導の案内を行う。

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らし
てはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の
職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。なお、特定健
康診査等の記録の保管は、実施年度の翌年から各5年間とする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合のホームページに掲載して行う。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、令和9年に3年間の評価を行い、目標との乖離が大きい場合、その他必要があ
る場合には見直しを検討する。

VII その他

当健康保険組合に所属する職員に特定健康診査・特定保健指導等に関して、その目的、重要性を認
識させるための研修に随時参加させる。